平成２２年（フ）第４２７号
神戸市中央区中山手通３丁目10番17―107号
債務者　旭　　唱導
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６５号
神戸市垂水区名谷町3173番地セントポリア神戸運動公園314号
債務者　岡部　信之
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１１号
神戸市長田区大日丘町３丁目11番20号大日アパート201号、従前の住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目９番15号
債務者　村田　正登
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１７号
神戸市中央区中山手通７丁目５番８号リビエール山手302号、従前の住所神戸市中央区八雲通３丁目１番３号
債務者　藤成　　勉
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２４号
神戸市北区ひよどり台５丁目８番地市営ひよどり台住宅56―501号
債務者　小俣　清美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２７号
神戸市兵庫区三石通１丁目１番20号初阪第２ビル302
債務者　飯塚　圭一
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３９号
神戸市東灘区深江北町１丁目７番27号　西芦屋ローズプラザ23号
債務者　東妙子こと　崔　　妙子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４０号
神戸市須磨区青葉町２丁目１番21号
債務者　能登　知史
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５３号
神戸市東灘区北青木２丁目６番15―411号
債務者　酒井かず子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５４号
神戸市東灘区北青木２丁目６番15―411号
債務者　酒井　　望
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
広島県福山市神辺町大字川北972番地３
債務者　石川　泰子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８３号
広島県福山市沖野上町４丁目１番10号、前住所広島県福山市箕島町5816番地130　向川住宅30
債務者　田辺　靖紀
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８８号
広島県福山市引野町北４丁目７番８―403号、旧住所広島県福山市西深津町５丁目３番21号
債務者　河相　　弘
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１１２号
青森県弘前市大字城東中央４丁目３番地32　ライトハウス102号
債務者　倉内　　悟
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３５２号
山口県美祢市大嶺町東分来福台４丁目３番地８
債務者　三好　伸二
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
山口市吉田2877番地５
債務者　松川　明美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７号
山口市湯田温泉１丁目７番27号
債務者　照内　宣枝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係